食品営業者のみなさまへ

新潟県

食品の自主回収（リコール）報告制度

食品衛生法・食品表示法の改正により、令和３年６月から、健康被害を防ぐために食品の自主回収に着手した場合、保健所への届出が必要になりました。

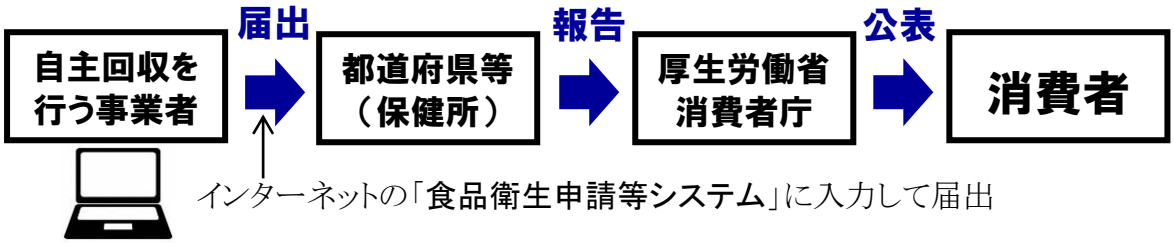
届出された情報は、インターネットを通じて消費者に公表されます。

届出が必要となる場合

○ 食品衛生法に違反又はその恐れがある食品を回収するとき【食品衛生法第 58 条】

○ 安全性に関する表示（アレルゲンや消費期限など）が食品表示法で定める基準に違反（誤表示や表示欠落）している食品を回収するとき【食品表示法第 10 条の２】

届出から公表までの流れ



届出の方法

※インターネットが使用できない場合は、所管の保健所にご相談ください。

① インターネットに接続できるパソコンやスマートフォンから「食品衛生申請等システム」のログイン画面を開きます。https://i2fas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp



② 初めて利用する場合は、アカウントを作成してください。

「アカウントの作成はこちら」を押すと、アカウント作成画面に進むので、氏名、メールアドレスなどを入力し、パスワードと「秘密の質問」を設定してください。

③ ログイン画面で、**ログイン ID**（＝②で登録した電子メールアドレス）と**パスワード**（＝②で登録したパスワード）を入力してログインすると、**メニュー画面**に進みます。

メニュー画面

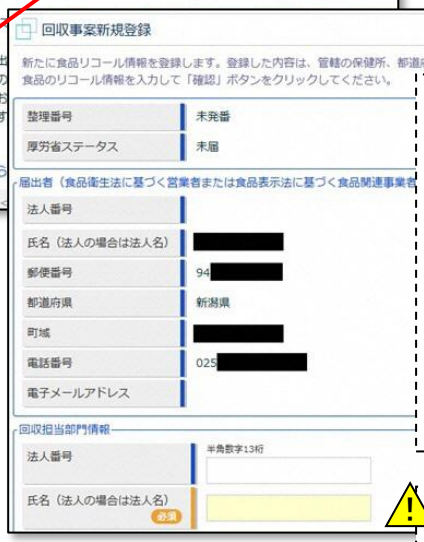


④「**リコール情報の届出**」を押すと、**回収事案新規登録の画面**に進みます。

⑤ **必要な情報を入力**していきます。

必須 は入力が必須の項目

回収事案新規登録の画面



〈入力する事項〉

・回収担当部門情報
※**ここに入力した住所地を所管する保健所に届出情報が送られます**

・製造所又は加工所情報

・商品情報等
商品名、画像、食品等の特定情報（消費期限など）、回収理由 など

⑥ 画面一番下の「**確認**」ボタンを押すと**確認画面**に進み、次に「**登録**」ボタンを押すと**保健所に情報が送られます**。

※**内容に不備**があると、保健所から修正を求める連絡が来ます。

⑦ 後日、**回収が完了（終了）**したら、**修正登録画面**で最終報告欄に☑を入れ、**終了日を入力**してください。

⚠「回収着手時点における販売状況」欄の上に表示される**次の項目には、☑(チェック)を入れないでください**。

☐消費者庁長官への報告
☐都道府県への報告
} ☑を入れない

相談・届出先の保健所一覧

	保健所	電話	所管区域
新潟県が設置する保健所	村上保健所 衛生環境課	0254-53-8371	村上市、関川村、粟島浦村
	新発田保健所 生活衛生課	0254-26-9137	新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町
	新津保健所 衛生環境課	0250-22-5175	五泉市、阿賀町
	三条保健所 生活衛生課	0256-36-2366	三条市、加茂市、燕市、弥彦村、田上町
	長岡保健所 生活衛生課	0258-33-4936	長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町
	魚沼保健所 衛生環境課	025-792-8619	魚沼市
	南魚沼保健所 生活衛生課	025-772-8143	南魚沼市、湯沢町
	十日町保健所 衛生環境課	025-757-2707	十日町市、津南町
	柏崎保健所 衛生環境課	0257-22-4180	柏崎市、刈羽村
	上越保健所 生活衛生課	025-524-6135	上越市、妙高市
	糸魚川保健所 衛生環境課	025-553-1938	糸魚川市
	佐渡保健所 生活衛生課	0259-74-3399	佐渡市

※ **新潟市内の事業者**については、**新潟市保健所**（食の安全推進課 電話 025-212-8226）が相談・届出先になります。